

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 30 日

各都道府県労働局職業安定部訓練課長 殿

厚生労働省職業安定局総務課
訓練受講支援室長補佐

令和 8 年熊本地震に伴う職業訓練の受講あっせん等の取扱いについて

標記地震に伴い、公共職業訓練等及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の受講が長期的に困難となる被災者等が発生すると見込まれることから、受講あっせんについての取扱いについては、下記のとおりですので、業務取扱いに遺漏なきようお願いします。

記

1 公的職業訓練における受講指示、受講推薦及び支援指示の取扱いについて

(1) 受講の継続が可能な場合

ハローワークにおいて、「職業訓練受講指示要領」（昭和 56 年 6 月 8 日付け職発第 320 号・訓発第 124 号別冊 2 の 9）（以下「受講指示要領」という。）、「職業訓練受講推薦要領」（昭和 61 年 1 月 8 日付け職発第 11 号別添）（以下「受講推薦要領」という。）又は「求職者支援制度業務取扱要領」（平成 23 年 9 月 1 日付け職発 0901 第 4 号、能発 0901 第 5 号別添）に基づく受講指示、受講推薦又は支援指示を行い、公的職業訓練を受講している又は受講を予定している求職者については、標記地震の発生により、一定期間、訓練実施機関が行う公的職業訓練の受講ができない場合であっても、訓練再開後、交付した「職業訓練受講指示書」、「職業訓練受講推薦通知書」又は「就職支援計画書」の受講修了予定期間で修了することが可能な場合には、特段、受講指示等の変更は行わない。

訓練実施機関が一定期間訓練を実施できなかったことを理由に、補講等を行うため訓練期間等を変更する場合については、改めて、当該職業訓練

の受講者に対して、変更内容を記載した「職業訓練受講指示書」、「職業訓練受講推薦通知書」又は「就職支援計画書」を交付するとともに、求職管理情報にその旨記録すること。

なお、訓練期間を変更する場合であっても、受講指示の受講修了予定期間は2年を超えることはできないことに留意すること。

(2) 受講の継続が不可能な場合等

ア 受講指示又は受講推薦の取扱い

標記地震の影響により、①訓練実施機関が訓練実施の継続が不可能となり、職業訓練が中止になった場合、②訓練実施機関が補講等の対応ができず、受講者が受講の継続を希望しても修了できる見込みがなくなった場合、③受講者本人および家族等が被災したこと等により、受講者が職業訓練の受講を継続できず退校した場合については、受講指示要領3（6）イ又は受講推薦要領2（2）①に規定する「正当な理由なく途中でやめた」に該当しないものとし、当該受講者が再度、公的職業訓練の受講を希望する場合は1年経過しない場合であっても受講指示又は受講推薦ができるものとする。

イ 支援指示の取扱い

アの①～③の理由等により、受講者が職業訓練の受講を継続できず退校した場合については、「やむを得ない理由」によって訓練を途中で終了する場合に該当するため、当該受講者が再度、公的職業訓練の受講を希望する場合は1年経過しない場合であっても、緊要度を下げることなく、支援指示ができるものとする。

(担当)

職業安定局総務課訓練受講支援室
訓練受講者支援企画係
(内線5272・8450)